

大通達甲（刑）第11号
大通達甲（警）第26号
令和8年5月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長 殿
各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

大分県警察通訳センター運営要綱の制定について（通達）

外国人が関与する犯罪その他の通訳又は翻訳を必要とする事案の迅速かつ的確な対応を図るため、この度、別添のとおり「大分県警察通訳センター運営要綱」を制定し、令和8年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

（刑事企画課通訳センター係）

（会 計 課 出 納 係）

（警務課職場・学校教養係）

別添

大分県警察通訳センター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察が取り扱う外国人が関与する犯罪その他の通訳又は翻訳（以下「通訳等」という。）を必要とする事案（以下「国際犯罪事案等」という。）の迅速かつ的確な対応を図るため、刑事部刑事企画課通訳センター（以下「通訳センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 通訳人の区分

通訳等を行う者（以下「通訳人」という。）の区分は、次のとおりとする。

1 部内通訳人

通訳等について知識、技能及び経験を有する職員で、所属長から推薦を受け、本部長が通訳人として登録したものをいう。

2 民間通訳人

職員以外の者で、通訳等が可能であり、通訳等に係る警察業務に協力が得られ、政治的中立で、かつ、通訳等の過程で知り得た秘密を守り得る者のうち、次に定めるものをいう。

ア 登録通訳人

本部長が通訳人として登録した者

イ 登録外通訳人

登録通訳人以外の者

第3 任務

1 通訳センターの任務

通訳センターは、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 部内通訳人の推薦、登録及び解除に関すること。
- (2) 部内通訳人の派遣及び運用（以下「派遣等」という。）に関すること。
- (3) 部内通訳人の育成、教養及び研修に関すること。
- (4) 民間通訳人の推薦、登録及び解除に関すること。
- (5) 民間通訳人の派遣等に関すること。
- (6) その他通訳等に関すること。

2 通訳人の任務

通訳人は、国際犯罪事案等の通訳等を行うことを任務とする。

第4 運営体制等

1 通訳等業務管理者

- (1) 各所属に通訳等業務管理者（以下「業務管理者」という。）を置き、警察本部にあつては次席（次席の職務に準ずる職を含む。）を、警察署にあつては副署長をもって充てる。
- (2) 業務管理者は、所属長の指揮を受け、通訳センター及び他所属と緊密に連携すると

ともに、次に掲げる事項を処理する。

ア 自所属の部内通訳人及び民間通訳人の推薦に関すること。

イ 自所属の部内通訳人に係る他所属への派遣及び自所属での運用に関すること。

ウ 通訳人の派遣要請に関すること。

エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、自所属の通訳等に関すること。

2 通訳等業務管理補助者

(1) 各所属に通訳等業務管理補助者（以下「業務管理補助者」という。）を置き、警察本部にあっては所属長が指定する課長補佐（課長補佐に準ずる職を含む。）を、警察署にあっては総務課長（総務会計課長を含む。以下同じ。）及び所属長が指定する総務課長以外の課長をもって充てる。

(2) 業務管理補助者は、業務管理者の指揮を受け、前記 1 (2) に掲げる事項の処理を補助する。

3 通訳等業務担当者

(1) 各所属に通訳等業務担当者（以下「業務担当者」という。）を置き、警察本部にあっては所属長が指定する警部補以下の階級（同相当職を含む。以下同じ。）にある職員を、警察署にあっては総務課（総務会計課を含む。）の警部補以下の階級にある職員をもって充てる。

(2) 業務担当者は、業務管理者及び業務管理補助者の指揮を受け、前記 1 (2) に掲げる事項の処理を行う。

第 5 通訳等業務の手続

1 通訳人の派遣等に係る基本的事項

(1) 通訳人の派遣等は、国際犯罪事案等の捜査に万全を期するため、やむを得ない場合に限り、行うものとする。

(2) 所属長は、通訳人の派遣を受けたときは、通訳人を前記第 3 の 2 に規定する任務以外の任務に従事させないものとする。

(3) 通訳人の派遣を要請した所属（以下「要請所属」という。）は、通訳センター及び部内通訳人を派遣する所属（以下「派遣所属」という。）と緊密な連携を保ち、相互に協力して、その効果的な運用に努めること。

2 部内通訳人の推薦、登録及び解除等

(1) 推薦

所属長は、次のいずれかに該当する者のうち、通訳等が可能と認めるものがあるときは、部内通訳人推薦書（第 1 号様式）により、刑事部刑事企画課通訳センター所長（以下「通訳センター所長」という。）を経由して本部長に推薦するものとする。

ア 警察大学校国際警察センターにおける語学研修課程を修了した職員

イ 在外公館での勤務経験を有する職員

ウ 警察庁が実施する外国語技能検定に合格した職員

エ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定において、2 級以上

の資格を有する職員

オ 国際犯罪等の捜査経験を有する職員

カ その他通訳等の能力を有する職員

(2) 登録

ア 本部長は、前記(1)の規定による推薦があった場合において、推薦された職員が通訳人としての適格性を有すると認めるときは、当該職員を部内通訳人として登録し、部内通訳人登録名簿（第2号様式）に登載するものとする。

イ 部内通訳人として登録された職員は、速やかに部内通訳人登録カード（第3号様式）を作成し、通訳センター所長に送付するものとする。

(3) 異動等

ア 所属長は、部内通訳人に登録された職員に異動（所属内異動を含む。）があったとき又は推薦事項に変更があったときは、通訳センター所長に対し、口頭その他の方法により報告するものとする。

イ 前記アの規定による報告を受けた通訳センター所長は、速やかに当該職員に係る部内通訳人登録名簿及び部内通訳人登録カードの更新を行うものとする。

(4) 登録の解除申請

所属長は、部内通訳人に登録された職員の登録を解除する必要があるときは、部内通訳人登録解除申請書（第4号様式）により、通訳センター所長を経由して本部長に登録の解除を申請するものとする。

(5) 登録の解除

本部長は、部内通訳人の登録を解除することが適当と認めるときは、当該登録を解除するとともに、部内通訳人登録名簿から当該部内通訳人を削除するものとする。

3 民間通訳人の推薦、登録及び解除等

(1) 推薦

所属長は、職員以外の者で、通訳等が可能であり、通訳等に係る警察業務に関して協力が得られ、政治的に中立で、かつ、通訳等の過程で知り得た秘密を守り得るものを把握したときは、民間通訳人推薦書（第5号様式）により、通訳センター所長を経由して本部長に推薦するものとする。

(2) 登録

ア 本部長は、前記(1)の規定による推薦があった場合において、面接その他の方法により、その者が通訳人としての適格性を有するか確認を行うとともに、当該者に通訳等を実施するに当たっての配意事項及び守秘義務等の重要性を説明し、誓約書（第6号様式）を記載させるものとする。

イ 本部長は、推薦された者が通訳人としての適格性を有すると認めるときは、同人を民間通訳人として登録し、民間通訳人登録名簿（第7号様式）に登載するものとする。

ウ 前記(1)の規定による推薦をした所属長は、当該推薦をされた者が通訳人として

の適格性を有すると認められたときは、民間通訳人登録カード（第8号様式）を作成し、通訳センター所長に送付するものとする。

(3) 登録継続の意思確認

通訳センター所長は、年に1回、適宜の時期に、民間通訳人に対し、直接又は当該民間通訳人を推薦した所属長を通じ、登録継続の意思確認を行うものとする。

(4) 登録の解除

本部長は、前記(3)の意思確認により登録解除の意思を示した民間通訳人がいる場合又は必要があると認める場合は、遅滞なく当該民間通訳人の登録を解除するとともに、民間通訳人登録名簿から当該民間通訳人を削除するものとする。

4 通訳人の派遣要請及び派遣

(1) 通訳人の派遣要請

所属長は、管内の国際犯罪事案等を認知したときは、通訳センター所長を経由して本部長に対して、口頭その他の方法により連絡した上、通訳人派遣要請書（第9号様式）により、通訳人の派遣を要請することができる。

なお、通訳人の派遣の要請は、現行犯逮捕その他緊急を要する場合を除き、原則として、派遣を希望する日の3日前までに行うものとする。

(2) 部内通訳人の派遣

ア 選考

通訳センター所長は、前記(1)の規定による要請があった場合又は部内通訳人の派遣が必要と認めた場合は、部内通訳人登録名簿に登載された部内通訳人が所属する所属長と協議の上、派遣させる部内通訳人を選考するものとする。

イ 派遣命令

本部長は、要請所属に対し、前記アの規定により選考された部内通訳人を派遣させるものとする。この場合において、本部長は、派遣所属の所属長（以下「派遣所属長」という。）及び要請所属の所属長（以下「要請所属長」という。）に対し、口頭その他の方法により当該部内通訳人の派遣を通知するものとする。

ウ 派遣期間

部内通訳人の派遣期間は、原則として、派遣した日から20日以内とする。ただし、本部長は、要請所属長から、派遣期間の延長の申出があった場合において、必要があると認めるときは、派遣期間を延長することができる。

エ 派遣

派遣所属長は、要請所属に対し、速やかに当該部内通訳人を派遣させるものとする。

オ 派遣された部内通訳人の任務

派遣された部内通訳人は、要請所属長の指揮を受け、前記第3の2に規定する任務に従事するものとする。

カ 派遣の終了

要請所属長は、部内通訳人の派遣が終了したときは、遅滞なく通訳センター所長に対して、口頭その他の方法により連絡するものとする。

(3) 民間通訳人の派遣

ア 登録通訳人の派遣

本部長は、前記(1)の規定による要請があった場合において部内通訳人に適当な者がいないとき又は登録通訳人の派遣が必要と認めたときは、登録通訳人に派遣の依頼を行うものとする。この場合において、当該登録通訳人の派遣が可能な場合は、要請所属に対し、速やかに当該登録通訳人を派遣するものとする。

イ 登録外通訳人の派遣

本部長は、前記(1)の規定による要請があった場合において部内通訳人及び登録通訳人では対処が困難なとき又は登録外通訳人の派遣が必要と認めたときは、登録外通訳人に派遣の依頼を行うものとする。この場合において、当該登録外通訳人の派遣が可能な場合は、要請所属に対し、速やかに当該登録外通訳人を派遣するものとする。

ウ 派遣期間

民間通訳人を運用する期間は、必要最小限の日数とする。

エ 通訳人に対する通訳謝金等の説明

要請所属長は、派遣された民間通訳人に対して初回運用時に、遅滞なく通訳謝金及び旅費に関する説明を実施すること。

オ 運用日ごとの書面交付

要請所属長は、民間通訳人を運用したときは、運用日ごとに通訳等運用票（第10号様式）を作成し、当該民間通訳人から確認の署名を徴すること。この場合において、原本を当該民間通訳人に交付するとともに、その写しを要請所属において保管するものとする。

カ 派遣の終了

要請所属長は、民間通訳人の運用を終了したときは、速やかに通訳センター所長に対して、口頭その他の方法により連絡するものとする。

5 運用結果の報告

(1) 部内通訳人の運用結果

部内通訳人は、派遣終了後速やかに、通訳人運用状況報告書（第11号様式）により、通訳センター所長を経由して本部長に報告するとともに、口頭その他の方法により自所属の所属長に報告するものとする。

(2) 民間通訳人の運用結果

民間通訳人を運用した要請所属長は、民間通訳人の派遣終了後速やかに、通訳人運用状況報告書により、通訳センター所長を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、通訳人運用状況報告書の内容と民間通訳人に交付する通訳等運用票の内容に相違がないように留意すること。

第6 教養及び研修

- 1 通訳センター所長は、部内通訳人に対して計画的な教養及び研修を実施し、通訳人として必要な専門的な知識、技能及び語学力の向上に努めるものとする。
- 2 所属長は、警察庁、管区警察局、他の都道府県警察又は通訳センターが実施する語学研修等に積極的に自所属の部内通訳人を参加させ、通訳人としての能力の向上に努めさせるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。